

# 令和8年度 兵庫県会計年度任用職員（情報処理事務員） 採用選考案内

福祉部等所管の補助金、厚生統計業務に関する情報処理業務等を行う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和8年1月6日（火）～令和8年1月21日（水）[必着]
- ・試験日 令和8年1月下旬～2月上旬（別途お知らせします。）
- ・任用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- ・勤務場所 兵庫県本庁舎

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
情報処理事務員	2名	補助金・統計に関する、情報処理機器を用いた審査・集計等の事務、及びシステムの維持管理業務	週29時間（原則 7時間15分 × 週4日）

## 2 受験資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の者（年齢の上限はなし）
- (2) 次のいずれかの条件を満たし、かつパソコン操作（Wordによる文書作成、Excel中級以上の理解と操作等）ができる者
  - ・情報処理業務の実務経験、VBAプログラミング経験のある者
  - ・上記に準ずる資格、経験を有すると認められる者
- (3) 任用の日に兵庫県福祉部総務課（兵庫県本庁舎）に勤務可能な者
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当しない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）

## 3 選考方法

- (1) 選考方法  
所定の応募書類による申込内容及び面接試験による選考
- (2) 日時  
令和8年1月下旬～2月上旬（試験日時は、別途お知らせします。）  
※試験は申込書による審査を通過した方に実施します。
- (3) 場所  
兵庫県庁内会議室（面接会場は別途連絡します。）

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

※申込者多数の場合など、上記以外の面接会場になることがあります。

#### 4 申込先及び申込方法

原則、郵送で所定の応募用紙（写真を貼付したもの）を提出してください。

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

#### 【送付先・問い合わせ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県福祉部総務課統計・補助金班（兵庫県庁第1号館4階）

Tel: 078-341-7711(代)内線: 3480

#### 5 合格発表

2月中旬頃に文書で通知します。

#### 6 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、2回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

#### 7 勤務条件等

##### (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）月額169,100円～177,200円

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

##### (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

##### (3) 期末手当・勤勉手当

年間計4.65月（6ヶ月期2.325月、12ヶ月期2.325月（在職期間に応じた割り落としあり））

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

##### (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

##### (5) 勤務時間

週29時間（原則 7時間15分×週4日）

##### (6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週3日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

##### (7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

##### (8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1ヶ月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 8 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 面接試験実施時に、応募書類記載資格認定書等の写しの提出をいただきます。
- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (4) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じことがあります。
- (6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。